

自動貸金庫規定

第1条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、総重量30キログラム以下とします。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条（利用目的の確認）

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第3条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫の所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵の保管、届出の印章）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。
- (2) 届出の印章とは、貸金庫取引印鑑票においてお届けいただいた印章および貸金庫利用料の引落口座の届出印章とします。

第6条（貸金庫の開閉等）

- (1) 借主または借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カード」（以下「カード」という）を発行します。
- (2) 貸金庫をお開きになる場合は、借主または代理人が「カード」を操作機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。
- (3) 停電、故障等により「カード」による貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開庫依頼書」にご氏名を記入のうえ「カード」とともに窓口へご提出してください。
- (4) 貸金庫格納品の出し入れは、当金庫の所定の場所で行ってください。
- (5) 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、返却のための操作を行ってください。なお、ご自分で返却できない場合は、すぐ係員にお申し出ください。この申し出がないため、ご損害がありましても当金庫はその責任を負いません。

第7条（暗証の照合）

貸金庫の開庫に際し、操作機で使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、開庫その他のお取扱いをしましたうへは、「カード」または暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。なお、窓口において「カード」を確認し、貸金庫開庫依頼書、諸届その他書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合も同様とします。

第8条（届出事項の変更等）

- (1) 次の場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 「カード」または鍵の損傷、喪失、盗難の場合
 - ② ご印章の変更、損傷、喪失、盗難の場合
 - ③ ご住所またはご氏名の変更の場合
 - ④ その他この取引に影響のあることが起った場合正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 貸金庫の契約等の際には、当金庫は、法令で定める本人特定事項等の確認を行い

ます。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出てください。

第9条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条（「カード」、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 「カード」もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 「カード」または正鍵を失った場合またはき損した場合は、「カード」の再発行、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第11条（印鑑照合等）

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第12条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第13条（反社会的勢力との取引謝絶）

この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第14条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において借主の所在が不明になったとき
 - ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が貸金庫の解約が必要と判断したとき
 - ⑪ 上記⑥から⑩までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じないとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切

である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他AからFに準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損しまたは当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項、第2項または第3項の明渡が3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じ

たときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第15条（通知等）

届出のあった氏名・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったとき、または預金者が到達を妨げた場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第17条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第18条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第19条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日より適用されるものとします。

以上

自動貸金庫規定 新旧対照表

改定案	現行
<p>第1条（格納品の範囲）</p> <p>（1）～（2）</p> <p>（略）</p> <p><u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><u>第2条（利用目的の確認）</u></p> <p><u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>第<u>3</u>条～第<u>9</u>条</p> <p>（略）</p> <p>第<u>10</u>条（1）</p> <p>（略）</p> <p>第<u>10</u>条（2）</p> <p>「カード」または正鍵を<u>失った場合または</u>き損した場合は、「カード」の再発行、</p>	<p>第1条（格納品の範囲）</p> <p>（1）～（2）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第<u>2</u>条～第<u>8</u>条</p> <p>（略）</p> <p>第<u>9</u>条（1）</p> <p>（略）</p> <p>第<u>9</u>条（2）</p> <p>「カード」または正鍵を<u>喪失、盗難、</u>き損した場合は、「カード」の再</p>

改定案	現行
<p>錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (反社会的勢力との取引謝絶) この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号～</p> <p>第14条 (解約等) (1) ～このほか第10条に準じて～。 (2) ～。第3条により～ ①～⑤ (略) ～とき ⑥ 借主の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主の名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において借主の所在が不明になったとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が貸金庫の解約が必要と判断したとき</p>	<p>発行、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (反社会的勢力との取引謝絶) この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号～</p> <p>第13条 (解約等) (1) ～このほか第9条に準じて～。 (2) ～。第2条により～ ①～⑤ (略) ～とき ⑥ 借主の名義人が存在しないことが明らかになった場合または借主の名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになった場合 ⑦ この貸金庫が法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑧ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において借主の所在が不明になった場合 ⑨ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって借主に確認した事項が偽りであることが明らかになった場合 ⑩ この貸金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそ</p>

改定案	現行
<p>⑪ 上記⑥～⑩までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない<u>とき</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前2項または前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項、第2項または第3項</u>の明渡しが3か月以上遅延したときは～ 第<u>15</u>条 (略)</p> <p>第<u>16</u>条（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを<u>得</u>ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>第<u>17</u>条～第<u>19</u>条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>れがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が貸金庫の解約が必要と判断した<u>場合</u></p> <p>⑪ 上記⑥～⑩までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない<u>場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項から第3項</u>の明渡しが3か月以上遅延したときは～ 第<u>14</u>条 (略)</p> <p>第<u>15</u>条（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを<u>え</u>ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>第<u>16</u>条～第<u>18</u>条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>